

福祉常任委員会

開催日	令和7年3月6日
時間	午前9時30分～午後2時29分
場所	仮設議事堂（清須市五条川防災センター）
出席議員	大塚祥之、伊藤奈美、浅井泰三、野々部享 飛永勝次、富田雄二 齊藤紗綾香 (岡山克彦議長)
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 岩田総務部長 丹羽健康福祉部長 林企画部次長兼企画政策課長 辻総務部次長兼収納課長 吉野健康福祉部次長兼児童保育課長 古川健康福祉部次長兼健康推進課長 岡田人事秘書課長 服部財政課長 鈴木社会福祉課長 石田高齢福祉課長 寺社下こども家庭課長 岡田社会福祉課課長補佐 高木社会福祉課課長補佐 阿野社会福祉課課長補佐 青山高齢福祉課課長補佐 浅井高齢福祉課課長補佐 幸村こども保育課課長補佐 加藤児童保育課課長補佐 堀江児童保育課課長補佐 岡田健康推進課課長補佐 坂下健康推進課課長補佐
関係職員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 速水議事調査課主任
議案又は協議事項	1. 福祉常任委員会付託案件
備考	傍聴者 0名

(時に午前9時30分 開会)

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ただいまから福祉常任委員会を再開いたします。

去る3月3日の本会議において、福祉常任委員会に付託された事件のうち、本日は健康福祉部所管分について審査を行います。

この後、審査を行うわけですが、質疑者あるいは答弁者は、必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑あるいは答弁を行っていただくようお願いいたします。

また、各委員の質疑におかれましては、簡明で議題の範囲を超えない発言となるように心がけていただき、御自身や他の委員の質疑が終了した後、関連質問を行う場合は、その旨を宣言し、内容が逸脱しないようにしてください。

なお、発言が明白な錯誤、趣旨不明瞭、不適切と判断した場合は、委員長において議事整理を行う場合もありますので、御承知おきください。

最初に、議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」健康福祉部所管分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

寺社下こども家庭課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

こども家庭課長の寺社下です。

議案第1号「令和7年度清須市一般会計予算案」について、福祉常任委員会健康福祉部所管分の歳入を私のほうから一括して御説明いたします。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にさせていただき、令和7年度一般会計特別会計予算書及び説明書の7ページを御覧ください。

第3表、地方債

起債の目的の2段目、児童館整備事業、限度額1億2,500万円、星の宮児童センターの大規模改修工事です。

起債の方法は、普通貸借又は証券発行です。

利率は、4.0%以内です。

償還の方法は、政府資金及び県資金については、その融資条件によります。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによります。

18、19ページを御覧ください。

4段目、13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、本年度1億2,072万3,000円、1節社会福祉費負担金と2節児童福祉費負担金です。

2目衛生費負担金、本年度154万5,000円、1節保健衛生費負担金です。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、本年度106万6,000円、1節社会福祉使用料です。

20、21ページを御覧ください。

8目教育使用料、本年度2,284万9,000円、健康福祉部所管は、1節幼稚園使用料です。

22、23ページを御覧ください。

2段目、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度40億2,046万2,000円、1節社会福祉費負担金のうち、健康福祉部所管は説明欄の1行目、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金と5行目、介護保険低所得保険料軽減負担金から一番下の行、障害児入所給付費等負担金までと2節児童福祉費負担金と3節生活保護費負担金です。

2目衛生費国庫負担金、本年度452万4,000円、1節保健衛生費負担金です。

3目教育費国庫負担金、本年度4,456万3,000円、1節教育総務費負担金です。

3段目、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、本年度1億8,659万4,000円、1節社会福祉費補助金から24、25ページを御覧ください。2節児童福祉費補助金、3節生活保護費補助金までです。

3目衛生費国庫補助金、本年度8,079万円、1節保健衛生費補助金です。

5目教育費国庫補助金、本年度9,973万3,000円、1節教育総務費補助金のうち、健康福祉部所管は説明欄の2行目、子ども・子育て支援交付金です。

3項国庫委託金、2目民生費委託金、本年度1,341万6,000円、健康福祉部所管は2節児童福祉費委託金です。

26、27ページを御覧ください。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、本年度12億7,460万7,000円、1節社会福祉費負担金のうち、健康福祉部所管は説明欄の1行目、民生児童委員活動費負担金と2行目、民生委員推薦会費負担金、6行目、介護保険低所得者保険料軽減負担金、8行目、障害者自立支援給付費負担金から一番下の行、障害児入所給付費等負担金までと2節児童福祉費

負担金、３節生活保護費負担金までです。

２目衛生費県負担金、本年度１４６万７，０００円、１節保健衛生費負担金です。

３目教育費県負担金、本年度２，２２８万１，０００円、１節教育総務費負担金です。

２項県補助金、２目民生費県補助金、本年度５億２，６６２万６，０００円、１節社会福祉費補助金のうち、健康福祉部所管は説明欄１行目、高齢者地域福祉推進事業費補助金から下から３行目、介護保険事業費補助金までと２節児童福祉費補助金です。

２８、２９ページ御覧ください。

３目衛生費県補助金、本年度１，５６９万３，０００円、１節保健衛生費補助金のうち、健康福祉部所管は説明欄の１行目、地域子ども・子育て支援事業費補助金から下から２行目、がん患者アピアランスケア支援事業費補助金までです。

３０、３１ページを御覧ください。

８目教育費県補助金、本年度３，７７４万９，０００円、１節教育総務費補助金のうち、健康福祉部所管は説明欄の一番下の私立幼稚園授業料等軽減補助金です。

２段目、３項県委託金、２目民生費委託金、本年度１１０万３，０００円、１節社会福祉費委託金と２節児童福祉費委託金です。

３２、３３ページを御覧ください。

３段目、１８款寄附金、１項寄附金、３目民生費寄附金、本年度１，０００円の窓口計上、１節社会福祉費寄附金です。

３４、３５ページを御覧ください。

２段目、１９款繰入金、２項基金繰入金、１目基金繰入金、本年度３０億５，５７７万３，０００円、１節基金繰入金のうち、健康福祉部所管は説明欄の４行目、福祉基金繰入金です。

３６、３７ページを御覧ください。

２１款諸収入、３項貸付金元利収入、１目貸付金元利収入、本年度１億２，３０２万１，０００円、１節貸付金元利収入のうち、健康福祉部所管は説明欄の３行目、災害援護資金貸付金収入です。

３段目、５項雑入、２目雑入、本年度９億９，５５８万６，０００円、３８、３９ページを御覧ください。３節民生費雑入と４節衛生費雑入のうち、健康福祉部所管は説明欄の１行目、成人健康診査等受診者負担金と２行目、看護実習生等委託金と３行目、栄養改善事業等受益者負担金と一番下の雑入です。

40、41ページを御覧ください。

9節教育費雑入のうち、健康福祉部所管は説明欄の4行目、預かり保育おやつ代です。

2段目、22款市債、1項市債、2目民生債、本年度1億2,500万円、1節児童福祉債です。

令和7年度一般会計歳入予算健康福祉部所管分につきましては、以上です。

続きまして、一般会計歳出予算について、各担当課長より御説明させていただきます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課長、鈴木です。

56、57ページを御覧ください。

社会福祉課所管分です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度29億3,305万9,000円、1節報酬から58、59ページを御覧ください。27節繰出金までです。社会福祉課所管分は、社会福祉費、民生児童委員費、人権擁護委員費、人権啓発活動費、保護司等費、平和祈念費、生活困窮者自立支援費、社会福祉協議会費及び定額減税不足額給付金費です。下から5行目の介護保険特別会計繰出金については、高齢福祉課所管分になります。

60、61ページを御覧ください。

2目障害者福祉費、本年度29億5,948万1,000円、1節報酬から19節扶助費までです。社会福祉課所管分は、障害者福祉費、障害者総合支援費、障害者手当費、障害者助成費、障害者施設費、障害児通所支援費及び児童発達支援費です。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢福祉課長の石田です。

高齢福祉課所管分です。

3目高齢者福祉費、本年度1億8,393万円、7節報償費から62、63ページを御覧ください。19節扶助費までです。60、61ページに戻っていただき、高齢者福祉費、再度、62、

63ページを御覧ください。高齢者施設福祉費、高齢者在宅福祉費、敬老費、後期高齢者保健・介護予防推進費のうち、後期高齢者健康診査費、後期高齢者疾病予防費は健康推進課所管分です。後期高齢者フレイル予防費は、高齢福祉課所管分です。そして、シルバー人材センター費です。

5目社会福祉施設費、本年度1億2,775万2,000円、1節報酬から14節工事請負費までです。清洲総合福祉センター費は、社会福祉課所管分です。西枇杷島福祉センター費、新川福祉センター費、にしび創造センター費及び春日老人福祉センター費です。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

寺社下こども家庭課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

こども家庭課長の寺社下です。

こども家庭課所管分です。

64、65ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度29億7,592万9,000円、1節報酬から19節扶助費までです。このうち、こども家庭課所管分は説明欄の6行目からのこども家庭センター費と10行目からのこども計画費、13行目の子ども・子育て支援費のうち、15行目の子育て利用者支援費、5行下の子育て短期支援費、4行下の子ども食堂運営費補助金となります。そして、下から3行目の児童手当費です。

児童保育課所管分は、上から4行目、児童福祉費、上から13行目、子ども・子育て支援費のうち、子ども・子育て審議会委員報酬、1行空けて、施設型給付費から3行下の多様な集団活動事業の利用支援費、また1行空けて、病児保育費から2行下の障害児保育事業費補助金、また1行空けて、保育対策総合支援事業費補助金となります。そして、1行下のファミリー・サポート・センター費です。

以上が、児童保育課所管分になります。

引き続きこども家庭課所管分です。

2目母子福祉費、本年度2億7,420万円、1節報酬から19節扶助費までです。母子福祉費、遺児手当費及び児童扶養手当費です。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

吉野健康福祉部次長兼児童保育課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

児童保育課長の吉野です。

児童保育課所管分です。

66、67ページを御覧ください。

3目保育所費、本年度19億1,750万3,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。保育園事務費、保育園管理費、保育園事業費、68、69ページを御覧ください。保育園整備費です。

4目児童館費、本年度4億9,633万5,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。児童館事務費、児童館管理費、児童館事業費及び児童館整備費です。

5目児童福祉施設費、本年度4,736万8,000円、1節報酬から70、71ページを御覧ください。17節備品購入費までです。68、69ページに戻っていただき、4行目の親子通園施設費です。

再度70、71ページを御覧ください。

6目子育て支援センター費、本年度5,628万4,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。子育て支援センター事務費、子育て支援センター管理費及び子育て支援センター事業費です。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課長、鈴木です。

70、71ページの2段目です。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度8,124万6,000円、2節給料から18節負担金、補助及び交付金までです。生活保護費です。

2目生活保護扶助費、本年度10億446万6,000円、19節扶助費です。生活保護扶助費です。

72、73ページを御覧ください。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度34万3,000円、10節需用費から19節扶助

費までです。災害救助費です。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康推進課長の古川です。

健康推進課所管分です。

引き続き 72、73 ページを御覧ください。

2 段目です。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、本年度 2 億 8, 535 万 4, 000 円、1 節報酬から 18 節負担金、補助及び交付金までです。保健衛生費、救急医療費及び保健センター費です。新保健センター整備費については、新保健センター改修部分のみ健康福祉部所管です。

2 目予防費、本年度 5 億 9, 278 万 8, 000 円、1 節報酬から 19 節扶助費までです。健康推進課所管分は、予防対策費、感染症予防費、74、75 ページを御覧ください。成人保健費です。母子保健費は、こども家庭課所管分になります。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

吉野健康福祉部次長兼児童保育課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

児童保育課長の吉野です。

92、93 ページを御覧ください。

2 段目になります。10 款教育費、1 項教育総務費、94、95 ページを御覧ください。3 目私立学校振興費、本年度 9, 581 万 3, 000 円、18 節負担金、補助及び交付金と 19 節扶助費です。私立学校振興費のうち、健康福祉部所管は施設等利用費です。

98、99 ページを御覧ください。

2 段目です。4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費、本年度予算額 9, 613 万 9, 000 です。1 節報酬から 100、101 ページを御覧ください。18 節負担金、補助及び交付金までです。西枇杷島第 1 幼稚園費となります。

令和 7 年度一般会計歳出予算健康福祉部所管につきましては、以上です。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑についてはページごとに行います。

はじめに、歳入、7ページ、質疑のある方の挙手をお願いします。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続きまして、18、19ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続いて、20、21ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続いて、22、23ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続いて、24、25ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続いて、26、27ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続いて、28、29ページ。

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

齊藤です。

29ページ、地域自殺対策強化事業費補助金というところで伺いたいんですけども、広報にもありますが、3月は自殺対策強化月間となっております。清須市において、具体的に何をされているのか強化されているのか教えてください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康推進課長の古川です。

自殺対策事業といたしましては、ゲートキーパー研修というのを実施しておりまして、ゲートキーパーというのは、悩みを持つ方に気付いていただいて、見守ったりだとか専門機関につないだりする方なんですけれども、そういった方の養成講座のほうを実施したりだとか、あと、スマートフォンやパソコンでストレス度とか落ち込み度がチェックできる「こころの体温計」のシステムを広報させていただいていまして、自分の健康度をチェックしていただくものを予算計上させていただいております。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

心の健康チェックというのを実際されている頻度というかされている方というのが、人数とかって分かったりするんですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

年間のアクセス数になりますけれども、大体、毎年1万件以上ですけれども、アクセスのほうをしていただいております。ただ、その内訳については、分からない状況です。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

清須市の方が、1万人というわけではないということですね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

はい、そのとおりです。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

実際に自殺に関連する御相談とかは、直接電話とかというのはあったりしますか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

自殺について直接御相談はございませんけれども、御家族の方がひきこもっているだとか、ちょっと不安定だという御相談はいただいております。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

広報のQRを読み込むと、県とか名古屋市とかというところ、主に清須市の相談窓口というよりも、自殺というワードがついているものと県のほうに電話をするというお知らせになっているので、清須市では、自殺というワードに特化したお悩みの方が、清須市の相談窓口というところに直接電話を、清須市だと心の何とかって書いてありましたっけ。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

心の健康相談です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

なので、清須市で受けるというより、県で受けてくださいという感じの印象が捉えられるので、自殺対策強化月間というふうに出ているぐらいなので、もう少しそういうものに特化した方が連絡しやすい窓口って分かりやすくしていただくといいのか、心の健康というと、本人とか当事者は分かりにくいというか、どこに電話したらいいのかなというふうになると思うので、窓口

に電話かかってきた時に「愛知県に連絡してください」というふうにおっしゃるのか分からないんですけど、どのような対応をされているのかというのを最後教えてください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

心の健康について御相談があった場合は、傾聴させていただいて、相談内容が複雑な方も多いですので、必要なときは心の健康相談といって臨床心理士の相談日がありますので、そちらのほうを御案内したりだとか、清須市内には保健所もございますので、保健所の相談窓口を御紹介させていただいたりとか実施しております。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

分かりました。保健所という対応もあるということですね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

そのとおりです。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

分かりました。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

２８、２９ページ。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続いて、３０、３１ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続いて、３２、３３ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続いて、３４、３５ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続きまして、３６、３７ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続きまして、３８、３９ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

歳入、最後になります。４０、４１ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続いて、歳出に入ります。

５６、５７ページ及び５８、５９ページ。

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

齊藤です。

５９ページ、生活困窮者自立相談支援等というところで、概要のほうで６９ページになります。

生活困窮者自立相談支援費というところなんですけど、就労準備支援とつながるかもしれないんですけど、「生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し」とあるんですけども、相談支援をすることで生活保護受給者にならなかった割合ですとか、若しくは、逆でもいいですけど、お分かりになるなら教えてください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課長、鈴木です。

今年度、就労支援員による就労支援を行っておりまして、生活保護になる前に就労支援ということを実施しております。その中で、本年度就労した方につきましては、３３人となっております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

ありがとうございます。

何人中３３人かお分かりになりますか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

９４人となっております。９４人支援した中で３３人が、就労につながっておるということでございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

その残りの方というのは、期間内、延長とかもできたりとかすると思うんですけど、その期間内に収まらなくて、延長の措置を取るとかという状態になっていたりしますか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

引き続き支援のほうには努めております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

続いて、住居確保給付金について伺いたいんですけども、ハローワークに行くとか就労の準

備をするというところが条件だったりもするというふうに調べると記載があるんですけど、そのほか市町によって独自の条件を付けているという所があるようなことを書いてあったんですけど、清須市は何か独自の条件というのは付けているのか、あれば教えてください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

本市におきましては、市独自の基準というものは設けておりません。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

分かりました。

就労の準備をしている条件として、それがハローワークとかに通っているという体裁をつくっても、準備をしていると言えば準備をしているになりますし、本気で仕事を見つけないという気持ちで準備をされているという方もいらっしゃると思うんです。その辺りの区別というのがつくのか、つけているのかというところをお聞かせください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

給付金のほうを申請されますと、まずハローワークでの求職活動に加えて、市で配置しています就労支援員との面談というのも毎月実施させていただいております。ハローワークでの求人活動の報告の提出を求めるということをやっております、また同時に、就労支援員から求職情報を提供したりとか、採用面接の結果についても確認しております、熱意を持って取り組んでいただいているということで認識しております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

分かりました。以上で大丈夫です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

富田です。

民生委員のことでお聞きしたいんですけど、確か民生委員というのは任期が３年で、今年の１２月に改選を迎えると思うんですけど、対象になる方は何名かございますでしょうか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

民生委員の方は８３名おみえになりまして、その方たちの一斉改選となります。その中で今、辞められたいお声のほうは一定数上がっております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

お一人。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

お一人ということではなくて、ある程度、一定数上がっています。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

６１ページの黄本にあるんですけど、下のほうに民生委員推薦会委員でありますけど、これは、どんな人なんですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

委員の方ですね、８名おみえになりまして、まず市議会の関係者、民生児童委員の関係者、社

会福祉協議会の会長、福祉団体の関係者、教育関係者、福祉事務所の行政関係者、あとは、学識経験者となっております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

分かりました。

なかなか今、民生委員の仕事も多岐にわたって、成り手もなかなか不足してると思うんですけど、今回改選ということで、一定数の方がみえると先ほどおっしゃられたんですけど、清須は定数とかそういうのがあって、不足しているとかそういうことはございませんでしょうか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

現在お一人、御不幸があられて、お亡くなりで欠員はできておりますが、そのほかは充足されております。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

今お一人ということだと、例えばその地区の所は、どういう対応をされておるんですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

役所の職員のほうで今、対応しております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

分かりました。結構です。ありがとうございました。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

野々部委員。

野々部享委員

野々部でございます。

今の民生委員とちょっと関連してお聞きしたいんですけど、この１２月改選でぼちぼち退任したいという方は、私も近くにもおみえになるんですけど、その方も相談を受けてるんですけど、次の人を選ぶのに、その人をお願いするのか、ある程度、市政推進委員のほうからちゃんとした要請をしてみえるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

民生委員の方なんですけども、やはり地域の実情をよく知ってみえる方とか市民の方、地域の方が気軽に相談に行ける方という方を望んでおりまして、そういった実情が分かるのはやっぱり地域の方となっておりますので、まずは現任の方からとか地元の市政推進委員の方のほうから推薦いただくような形で進めております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

野々部委員。

野々部享委員

そうすると、今の時点で１２月改選というところ、ある程度の日にかままでに推薦しないといけないわけですね。そこら辺、もうぼちぼちかな。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

そうですね。来年度８月１日には、民生委員推薦会のほうを開催したいということで考えておりますので、なるべく早い段階で候補者の方にお話ししたいということで考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

野々部委員。

野々部享委員

今、市政推進委員にもお願いすると言われたんだけど、実際に私の近くでも、辞めたいという声が上がっているんです。そういうところには、市政推進委員には、はっきりとお願いがしてあるのか、年度替わりになると新しく市政推進委員も代わられもんで、そこら辺はちゃんと引き継ぎや何かもやってもらわなきゃいけないもんでね、早めにやってあるのか、そこら辺をもう一度お聞きします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

地区によって市政推進委員のほうにお願いをする地区とか、民生委員の方からお話があるようなケースもあります。市としましては、なるべく欠員がないような形で、早い段階から動きたいということで考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

野々部委員。

野々部享委員

最後に、今の民生委員の平均年齢は、大体今何歳ぐらいの方をお願いできているのかな。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

民生委員につきましては、平均が68歳でございます。主任児童委員については、62歳ということになっていまして、以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

野々部委員。

野々部享委員

大事なお仕事ですので、欠員がないようにお願いしたいと思いますので、そこら辺しっかりと地元のほかの方にもお願いしてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

飛永でございます。

避難行動要支援者対策費のところちょっと確認をさせてください。

主要施策60ページですけれども、避難の際に何らかの支援が必要な方々が、こちらに1,400人分の対象者がいてということで、今現在ここまで個別の避難計画ができておりますという報告になって、これからもこれを進めていかれると思うんですけれども、この事業目的としては、表現としては実効性のあるものにするという形になっていますね。実効性のあるものにしようと思うと、支援を必要とする方々の体の状況ですとか、住まいの状況とかで変わるでしょうし、また災害の状況によって、地震と台風で対応の仕方が多分全然違うと思うんですけれども、個別の避難の計画というのは、こういったことも全部織り込んで、ヒアリングをして希望を計画にしているのか、それともヒアリングをした結果、こちらからのより安全な避難行動計画も含めて提案をしたもので作られているのか。現段階でどんな感じなんでしょうか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

現段階におきましては、地域のほうの自主防災役員の方、あと、民生委員の方が御自宅のほうに行っていただきまして、避難支援者のほうとマッチングしていただいているような状況でありまして、その中で、その方にどういった配慮が必要というところも含めて、避難支援者のほうを今見つけていただいているような状況でございます。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

一つ一つ個別にという対応なので、大変労力がかかる作業だと思いますけれども、去年の能登の地震で、直接の地震の被害で亡くなられた方よりも、その後の医療とか介護の状況に応じて命が途絶えてしまった方のほうが人数が増えてしまったという状況があって、こういった状況をちょっとでも回避するためには、非常に個別避難計画って基本的なすごく大事な情報になってくると思います。今お話ししたように、地域防災の方々と一緒に訪問をしてということをやられていると思いますけれども、避難計画、避難の在り方とかに関しては、個人だけではなかなか上手な提

案ってできないと思うんですけども、できれば持ち寄った情報でチームを作って情報交換をする中で、よりこういう状況の方がいいんじゃないかみたいな場を作っていただいて、何回か重ねなきゃいけないんじゃないかなと実効性のある避難計画というところになってくると、かなりカスタマイズされたものになる可能性が十分ありますので、そういった今後の動きに関して、避難計画そのものを今、一応土台になるものをすぐ作って、そこから情報共有しながら実効性のあるものにしていくというプロセスを踏んでいただいたらどうかなと思いますけども、ちょっと御所見だけ伺います。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

国におきましても、まずはおおむね5年程度で計画に取り組むということを目指して発信しております。本市におきましても、まず作成を最優先という形で取り組んでいております。計画が作ったからそれで終わりということではなくて、やはり実効性のあるものにするためには、実際に避難訓練等を実施することが大切ということで捉えております。

避難訓練を通じまして、実際にやった時に足りないものとか、不足するものがどんどん見えてくれば、今ある個別避難計画のほうに書き加えていただきまして、見直しをどんどんどんどん重ねていくことによって、より完璧なものができるということ考えております。

専門的なチームというところにつきましても、今現段階では、自主防災会役員、あと民生委員の方が調整して実施しておりまして、今後、ヘルパーとかケアマネジャーとかというところの関わりにつきましては、ほかの自治体のほうの状況も踏まえながら、今後、調査研究していきたいということで考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

ありがとうございます。

これは、本当に時間も労力もかかる作業になりますけれども、当事者と当事者の家族の方に少しでも安心していただくためにも丁寧に努めていただきたいというのが一つと、あと、今回の能登の地震を受けて、福祉の人員を現地に送るということを国が確か去年の臨時国会だと思うん

ですけれども、送れるようになっていきます。医者はDMA Tというんですが、介護とか福祉のスタッフはDWA Tで書くんですが、こういった方々は、県が要請を受けて、各自治体に必要なところに派遣をしていくという格好を取ると思うんですけれども、こういったところとのそれぞれの個別計画との連携の橋渡し役って、市役所のほうで事前に何かしておいたほうがいいと思うんですけれども、どんなふうにお考えかだけお聞かせいただけますか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

実際、災害というものに当たって、DWA Tを始めとする民間団体との連携というのは必ず必要だということで考えておりますので、一般質問でもありました災害ケースマネジメントというところも、どうしてもそこが、民間団体との連携は必要ということで考えておりますので、そこら辺は十分認識はしております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

連携は顔の見える関係ってのが一番大事なところだと思いますので、ぜひそういった関係をしっかりと構築していただくのも、この個別避難計画を実効的なものにする一つだと思いますので、ぜひそういった取組を期待したいところだなと思います。

最後に1点だけですね、避難をするのに支援が必要な人たちの中に、医療機器を日常的に使っていらっしゃる方がみえます。災害があると当然電源が止まるので、電気供給が止まる可能性が非常に高いです。そうすると、何らかの予備電源を持っていたら可能性はあると思いますし、先だって、そういった予備のバッテリーを購入する場合の補助費が云々という話もありましたけれども、我が市の場合は非常に先進的に、小学校・中学校体育館にエアコンを付けているときに発電機も多分横に付けてますよね。電気が供給できる形になっていると思うんですが、こういった医療機器がそこで使えるか使えないかとか、どういう形なら使えるかとか、そういったことって今まで試したことがあるのかなのかとていうことと、今後、この必要性をどんなふうに捉えていただけるかなということだけお聞かせいただけますか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

避難所において、実際にその医療機器のほうが使えるかどうかというところにつきましては、避難訓練、各自治会のほうで行っていただいておりますので、そこら辺については、現在は把握はしていません。

すみません、以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

個別のことになっているので、多分計画を進めていくとそういったところに当たると思います。そうすると、バッテリーがいいのか、体育館の電源が用意されたほうが安全なのか、それとも別の発電機が必要なのかということにもなってくると思いますので、これも命をつないでいく大事な計画だと思いますので、今、話がピンポイントの話になっちゃいましたけども、そこら辺も含めて個別の避難計画ですね、丁寧に進めていただければなと思います。時間もお金もかかりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

このページ。

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

齊藤です。

個別避難計画のところちょっと関連で教えていただきたいんですけど、委託料のところで作成業務というのがあるんですけど、以前、民生委員だけだとやっぱり手が届かない、足りないというところで、訪問するのに時間がかかるというところがあって、介護事業所でお金を支払ってヘルパーの協力を得るということを教えていただいたときがあるんですけど、そういうものを使う作成業務の委託料なのか教えてください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課、鈴木です。

この委託料につきましては、福祉職の方にお金を払ってマッチングというところをやっていた
だけのようなもので考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

民生委員だけだと本当に非常に大変なことなので、なかなか進まない部分もあるので、私はお
金を使ってでも委託するのがいいんじゃないかと思うので、引き続き早めに整うようにしてい
ただければと思います。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

飛永でございます。

生活困窮者自立支援のところの関係でちょっとお聞きしたいと思います。

生活困窮者自立支援は、生活保護に至る前の方々の相談をワンストップで受け付けて、自立を
するための支援をしていこうという制度になっておって、セーフティネット的な機能になってい
るという認識をしておるところなんですけども、生活に困窮するというケースで、年齢とか属性
とかによってケースがいろいろ変わってきて、そうすると年齢が離れると、こちらは高齢福祉課
で、こちらは社会福祉課とかいうケースもあったりします。また、お子さんが未成年でというケ
ースでの生活がなかなか自立できないというケースがあって、非常に時代の進化とともに問題が
複雑化していることに対して、重層的支援体制整備事業というのを、これも一般質問でも私
を含めて何人か質問させていただいている中で、主要施策の２２ページの一番上のところに「重
層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を行います。」と新規で明記させていただいて、なおか
つ「期限も令和８年４月から始めます。」まで書いていただいて、非常にうれしいのと心強く思
っているところなんですけど、ただ、この右側を見ると、予算が横棒になってついてないんですが、
これはどういう受止めをしたらいいのか御説明だけいただけたらと思うんですが。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

重層的支援体制整備事業の主な予算としましては、職員の人件費ということでなっております。現段階として、内部の体制づくりのための職員人件費は人事秘書課のほうで、会議費、あと旅費等につきましては、社会福祉課所管分の社会福祉事務費のほうで計上しております。課がまたぐということもありまして、このような表示となっております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

課をまたぐという最後の認識をしていただいているというのが、非常に心強いなと思っているところです。現場的には、対応が個別になってしまっていて切れちゃうというケースもよく聞きますから、ぜひ令和8年4月からのしっかりしたスタートが切れるように準備をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほか、このページ。

野々部委員。

野々部享委員

野々部でございます。

人権啓発活動費のところちょっとお聞きしたいんですけど、63ページなんですけど、90万円かな、今回ぽっと出てきたんですけど、今まででも人権擁護委員、内容を見ると、ポスター、チラシとかそういうのが書いてあるんですけど、今まででもいろんな学校に行って講演会をやったりとか、いろんなところで啓発グッズを配って活動してみえたんですけど、ここで別の枠で、今までの48万7,000円より倍の90万円というのが上がってきたという理由を教えてください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課、鈴木です。

この事業につきましては、名古屋地域ネットワーク協議会に所属する18市町が持ち回りを

して実施しております。令和7年度につきましては、本市と蟹江町のほうが実施するというものでありまして、事業としましては、青少年健全育成大会とコラボをしながら人権啓発の講演会のほうを実施していきたいということで考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

野々部委員。

野々部享委員

すると、今年度は本市と蟹江町がやられるということだったかな。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

実施するのは清須市と蟹江町なんですけども、本市におきましては、生涯学習課が実施します青少年健全育成大会のほうと人権のほうの事業を一緒にということで考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

野々部委員。

野々部享委員

今持ち回りで令和7年度は上がっているんだけど、またその次はこれはなくなるという理解したらいい。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

はい、そのとおりでございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

野々部委員。

野々部享委員

分かりました。

これだけ項目が上がっていて、その説明が何もなかったもので、そこら辺をちょっとうたってもらえるとよかったかなと思います。

ありがとうございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほか、このページ。

浅井委員。

浅井泰三委員

ここでお願いするのがいいのか、社会福祉協議会費の中でボランティアセンター活動事業というのがあるわけなんですけども、総じた話でちょっと恐縮なんですけど、今はボランティアというのが、町内会とか子ども会とか、いろんなところで会員を募るとなかなか集まらない。そうした中で、ボランティア活動というのも今まで既成のボランティア事業というのがなかなか集まらない。今回の大きな災害等々では全国からいろんなところで集まってくるわけなんですけど、地道なそのボランティア活動の人員がだんだん減ってくる。例えば堤防の花壇の整理とか、ここ数年始まったお雛様の段飾りとか、そういうところでの会員がなかなか集まらない。ちょっと回りくどい言い方ですけども、ボランティア事業に対して、この活動事業というのが98万円計上されているわけなんですけども、私はこの予算をもっと増やして、ボランティア活動と呼ぶにはふさわしくないかもしれませんが、そうしたボランティア活動に何かしらの援助をするなり、例えばポイント制度をつけて、何回もボランティアに活動していただく方に端的に言えば、報奨金を、そうするとまた、ボランティアでなくなるとかあるんですけども。今、全国の中にそうしたボランティア事業に対する心付けというか、そうしたものを付けてでもボランティアの事業を継続したいと、こんなことがあるわけですね。

ごめんね、委員長、話が長くなっちゃって。もっと端的に言わないかんけど、思いが込もって、申し訳ないです。

これは去年も聞いたと思うんですけど、この場だったか、五条川の堤防の左岸、法界門橋からアイカの所にかけて、今年もまたここ二、三日のうちだと思うけど、水仙がずっと増えているんですよ。これ確か環境とかいろいろ調べてもらったけども、どなたがやっているか分からないと言うんですね。そうした黙ってやっていただける方と、一方では、今申し上げたような事業というか、ボランティアに対して人員が少なくなっている。じゃあ、どうしようか。そうしたものに少し目を開けたような形で、金品で事業を釣るとか参加者を募るということから言えば、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、今の水仙の事業でも黙ってやっていただいているといいますが、何か社協のほうで、どなたがやっているかとかそういったニュースはお聞きにな

らないと思うんですね。

やっけていたでいてる方には、積極的にお礼をと言ったらおかしいですけど、私たちはちゃんと見ていますよということの一言があってもいいかなと思うんですね。そうしたことも含めて、ここにあるボランティア活動事業の予算をもっと上げて、そうしたボランティア活動に対して、もっともっと参加者を募っていく、こんなお考えはいかがですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課長、鈴木です。

今回策定をしております地域福祉計画の中のアンケートにも、やはり若いボランティアの方が参加されてないというようなところが出ております。その中において、計画の趣旨としまして、地域づくりというものをテーマに挙げておりますので、ボランティアを始めとした地域づくりのほうにつきましては、社会福祉協議会と共に今後考えていきたいということで考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

今、五条川の水仙についての情報は何もないですか。去年からどなたがやっとするんか、いろいろ調べているんですけども、そちらのほうに情報は全然入ってこないですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

私のほうには、耳には入っておりません。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

その活動をされている方を言葉は悪いけど、ちょっと調べていただいて、その気持ちに対するこちらの反応をお示しするのが今後のそういった活動につながっていくんではないかなと、そん

なふうに思うんですけど、ぜひ一度調べていただけませんか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

情報収集したいと思います。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

それともう一つ、そういったボランティア活動に対しての端的に言って、報奨金みたいなものを、例えばポイントを差し上げて何かに替えるとか、そういうことを全国の市町村の中にやっているとあるんですよ。一度調べてください。少ないかと思うんですけども、全国の市町村の中に、そういった活動に対してポイントを付与するとかね、そうしたことをやっている所があるということを一度ぜひ調べていただいて、参考いただければと思います。

以上です。ちょっと長くなって申し訳ないですね、委員長。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

このページ、ほかはよろしかったですか。

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

斎藤です。

今の社会福祉協議会費のところちょっと追加でお話ししたいんですけども、今のボランティアのところと関係するか分からないんですけど、それから地域福祉活動推進事業というところに充てる費用になるのかも分からないんですけど、地域福祉活動計画を策定されて、その中でも私も一般質問で動物との共生というところで社協の方にいろいろお話を伺いに行った際、介助犬を必要とされる方が市内にもおられて、ただ、介助犬に関わるボランティアですとか団体が清須市にはいないということで、それを今後養成していかないと、そういう団体を民間の方に作っていただいたりとか、そういうところが清須市にないならば、外に出てそういうところと組んでいかなければいけない。そういう動物との共生というところも考えていかなければならないというふうには、社協のほうも考えておられるということだったんですけど、何せ、そういうところに

市からも予算を充てていただかないと、準備する費用ですとかそういうところもかかってくるのでというところで、市に予算をつけていただきたいという御要望があったのを思い出したので今話してるんですけど、そういうところの費用というのは、活動推進事業というところの中になるのか分からないので、教えていただけたらと思います。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課、鈴木です。

先ほどお話ありました介助犬とかというお話につきましては、現在、愛知県のほうが介助犬センターと盲導犬センターのほうを実施しておりますので、まずそちらのほうにお願いしたいということで考えております。

それと、活動事業費のほうなんですけど、これは主に人件費となるんですが、社会福祉協議会の方、事業が適正に行われるような形で今後補助していきたいということで考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

愛知県とということでは、それは、社会福祉課というか市から社協にそういうふうに事業を進めていってくださいというふうに申し出るという認識でよかったですか。社協が自主的にやっていくものなのか、地域福祉計画の中だと清須市と社会福祉協議会が一緒になって作っていくものなので、地域福祉活動計画にあるペット問題というところを考えるならば、市がそこを補助するというか一緒に共に作っていくという考えになるのか、どういう形なのかと思って。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

現段階におきましては、愛知県のほうでお任せしたいということで考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

それは、社会福祉協議会も関わらない、清須市も関わらないという、案内するだけという認識ですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

そうなります。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

そうすると、ごめんなさい、話がずれちゃうかもしれないですけど、地域福祉活動計画の中にある問題や解決しなければならない課題というところと向き合っていないのかなという感じに私が捉えてしまうので、それを愛知県にお願いしますという丸投げみたいな形だと、活動計画を作っている意味がないような気がするので、そこにもっと介入してほしいとか関わってほしいんですけど、それが不要ないということの理解になるんですかね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

今回、地域福祉計画第1次ということもありまして、今後、見直しのほうが必要になってきます。その中で、必要なニーズとかといったものが上がってくれば、調査研究していきたいということ考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

何か腑に落ちないですけど、分かりました。結構です。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

このページ、よろしかったですか。

(「なし」 の声あり)

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

それでは、60、61ページ。

飛永委員。

飛永勝次委員

飛永でございます。

端的に行きたいと思います。さっき話ししかけた61ページの一番下のところの児童発達支援費のところです。

本来、児童発達支援センター事業というのは、市が行わなければならないというものを委託して新しく立ち上げた事業になっている形ですね。それで、いわゆる2市1町の圏域の中でも初という形になっていて、背景としては、増え続けているこの療育が必要な子どもたちに対しての療育提供という形になると思いますけれども、療育をしっかりと子どもたちに、また、お母さんも安心していただけるように療育を届けていくに当たって、センターの機能として果たすべき役割をどんなふうに今後期待していращやるか、御所見だけいただければと思います。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課長、鈴木です。

こちらの児童発達支援センター機能強化費につきまして、まず委託する内容としましては、市内の障害児通所事業所や保育園などから要望があった場合に、巡回訪問をして相談に応じていただきます。あと、研修会などを開催していただきまして、市民からの相談に応じていただきます。あとは、市が実施する事業に参加していただきまして、福祉制度の紹介をしていただき、早期発達支援につなげていきたいということと、専門職を専門的な知識を有する理学療法士、作業療法士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員などを配置していただきまして、巡回相談に応じていただくということを委託内容としております。

本市におきましてセンターに期待することとしましては、本市における障がい児支援の質の底上げを図っていただくために、こちらのほうのセンターが中核的な役割を果たしていただきたいということで考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

ありがとうございます。

市のほうもしっかり連携して届けるべき療育サービスを、かなり専門的なものになることに加えて、非常に個別個別のケースになってきて対応が非常に大変なんですけれども、親御さんたちが安心していただける、また、療育は一日でも早く提供すると何と申しますか元気になるという可能性が非常に大きい仕事ですので、しっかり連携して進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

今の質問の関連で少しだけお聞きしますが、先ほども言われたように、障害児通所給付費のところにもありますが、児童発達支援事業所との大きな違いというのはどういうものですか。それだけお聞きします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課、鈴木です。

児童発達支援事業所との違いとしましては、まず児童発達支援事業所は、事業所に通所する障がい児の方が日常生活における基本的な動作の指導とかを指導させていただきます。それに加えて、サービス利用の計画を策定する障害児相談支援事業というものを併せて実施するものがセンターということとなっております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ここで、11時まで休憩いたします。

（ 時に午前10時45分 休憩 ）

(時に午前 11 時 再開)

福祉常任委員会委員長 (大塚祥之君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出、60、61 ページから。

伊藤副委員長。

福祉常任委員会副委員長 (伊藤奈美君)

私からは成年後見支援センター運営費のところ、概要のほうは94ページのところで質問させていただきます。

成年後見支援センターの直近の実績、相談件数などについて詳細を教えてください。

福祉常任委員会委員長 (大塚祥之君)

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長 (石田嘉子君)

高齢福祉課長、石田です。

令和6年度現在、令和7年1月31日時点の延べ相談件数になりますけれども、1,213件になります。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長 (大塚祥之君)

伊藤副委員長。

福祉常任委員会副委員長 (伊藤奈美君)

ありがとうございます。

福祉常任委員会委員長 (大塚祥之君)

ほか、60、61 ページ。

(「なし」 の声あり)

福祉常任委員会委員長 (大塚祥之君)

続きまして、62、63 ページ。

飛永委員。

飛永勝次委員

飛永でございます。

高齢者セーフティネット対策費とか、また上の在宅福祉費に関係するところなんですけれども、

この緊急時の対応のシステムとかそういうところ御準備をされているところで、在宅においては安心して緊急時に住んでいただけるということの対策であるというのは認識しておりますけれども、昨今、高齢者の方のお住まいに関して、お住まいそのものを準備ができるできないということが問題になっていて、東京だと都営住宅とかそういった方々に優先的に貸出しをしてるという形を取っています。清須市において高齢の方の住宅の確保においての対策、政策をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢福祉課長、石田です。

現在、高齢者の方のお住まいの相談があった場合は、地域包括支援センターのほうでお受けすることが多いんですけれども、そちらで相談に乗って、その先の手続きですとか御相談に乗るという形は取っているんですけれども、現在、国のほうから、国土交通省と厚生労働省の2省のほうから、住まいに関する住宅セーフティネット法というものが改正されまして、それに伴いまして、令和7年10月1日施行で、居住支援協議会の設置が自治体の努力義務ということになっております。住宅の相談の窓口ということで、住まいの総合相談窓口を設置することが自治体に求められているという状況にありますので、こちらにつきましては、住宅の御相談というのが高齢者だけではなくて、生活困窮者の方ですとか障がいを持たれた方ですとか、様々な方がおみえになりますので、他課とも連携いたしまして、ほかの自治体の情報等も収集して検討する必要があると認識しております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

確か隣の稲沢市も既に不動産屋とそういう提携を結んで、セーフティネットとしての住宅の確保を今言われたような属性に合わせて進めていらっしゃるということをお聞きしているので、認識をしていただいておりますので、高齢者の方を含めた住まいのセーフティネットとして進めていただければなと思いますけども、よろしくお願いします。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほか、62、63ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続きまして、64、65ページ。

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

斎藤です。

まず親子関係形成支援費というところで尋ねます。概要121ページです。

まず確認なんですけれども、ペアトレに充てる費用という認識で合っていますでしょうか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

寺社下こども家庭課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

こども家庭課長の寺社下でございます。

委員のおっしゃられるとおりです。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

ペアレント・トレーニング、こちらは、どういう方を対象に行うかお聞かせください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

主要施策の概要のほうにも書かせていただいておりますが、親子の関係性や子どもとの関わり方に不安を抱えていらっしゃる方に対してですとか、あと、私どもが、虐待対応ですとか養育相談を含む子どもとの関わり方を学んでいただきたい方などにお声をかけさせていただいて、参加をしていただいております。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

民間の方がペアトレをやるケースとして、お子さんに発達障がいがあるとかそういう方の保護者に向けてということが私の認識の中では多いんですけど、発達障がいというところに限らず、虐待ですとか発達障がいだけということだけではないという認識でよかったですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

もちろん発達に不安を抱えてらっしゃる方も御参加いただいておりますが、虐待対応というところで、子どもとの関わり方について私どもが少し学んでいただきたいなというような方にもお声をかけさせていただいております。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

いろんなケースのお子さんの対象の保護者の方ですと、相談内容とかアドバイスするところとかが話が替わってくるのかなと思うんですけど、その辺は臨床心理士の方がバランスよくやってくださるということなんですかね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

一応、皆さん参加いただいた方は共通のテキストを用いて、臨床心理士の講師の方が講義をしながら、関わり方についてのデモンストレーションも行って、参加者の方がロールプレイをするというような形で講義を進めております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

これは今年度、令和6年度も行った、ですね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

今年度は、5回を1クールとして2クール開催をさせていただいております。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

ペアトレ自体が、とても需要があることだと思います。民間の方がどういうやり方をされてるかそれぞれだと思うんですけど、臨床心理士の方が入るところが非常に心強いと思うので、引き続き積極的に開催していただければと思います。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほか、このページ。

伊藤副委員長。

福祉常任委員会副委員長（伊藤奈美君）

伊藤です。

保育対策総合支援事業費補助金についてお伺いいたします。

概要の133ページのところで、各事業が幾つかあるんですけども、各事業に対する事業内容について教えてください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

吉野健康福祉部次長兼児童保育課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

児童保育課長、吉野でございます。

まず保育士宿舎借上げ支援事業ですけれども、こちらのほうにつきましては、保育士を継続して続けていただくとか、離職、そういったものを少しでも防ぐために家賃補助、そういったことを目的とした事業でございます。

それから、保育体制強化事業でございますけれども、こちらのほうにつきましては、保育以外の業務を、保育の資格はないんですけれども、そういったことを支援する方を雇うための人件費

となります。

それから、保育補助者雇上げ強化事業、こちらのほうにつきましては、まだ保育の資格はないんですけれども、保育の仕事をしながらこれから保育士を目指す方、そういった方を対象に、これから保育士になっていただくように保育の補助、こちらの方を行っていただくためにそういった方を雇う、こちらのほうも人件費ということになります。

それから、認可外保育施設の衛生・安全対策事業ですけれども、認可外保育施設に働いている職員の方の健康診断を実施する費用でございます。

それから、保育環境改善等事業の中のノンコンタクトタイムスペース設置促進事業、こちらのほうは、子どもから物理的に離れて事務的な業務のほうを行う場所を確保する、そういったことを行う事業でございます。

それから、熱中症対策は、エアコン等を設置するための事業でございます。

それから、感染症のための改修整備等事業ですけれども、こちらのほうは、コロナ等感染症対策として換気設備、あと、非接触の自動水栓、こういったものを整備する費用に充てるものでございます。

それから、保育環境向上等、こちらのほうは、老朽化した備品だとかフローリングの張り替え、中には人工芝だったり、園庭に芝生をやってるようなことも行っております。

それから、保育所等業務効率化推進事業、保育所等におけるＩＣＴ化推進ということで、今年度、公立保育園のほうでも導入したんですけれども、園務支援システムといった事務的なものを助けられるようなタブレット等を導入しながら、そういったものをＩＣＴ化するといった事業でございます。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほか、齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

齊藤です。

こども計画費について教えてください。

こども計画ですけど、策定をされるということで、清須市の子ども・子育て支援事業計画との関係性や違いですとか位置関係を教えてください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

寺社下こども家庭課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

こども家庭課の寺社下でございます。

今年度、児童保育課が作成している子ども・子育て支援事業計画につきましては、こども計画に包含することができるというふうに言われております。こども計画は、それ以外にも、今、児童保育課の作成している子ども・子育て支援事業計画に包含されておりますけれども、貧困計画ですとか次世代育成計画も包含することもできますし、清須市で作成がまだされていない子ども・若者計画も包含することとなっております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

子ども・若者計画という話が今出たんですけど、私も一般質問で子ども・若者相談窓口の新設というところでお話ししたこともあります。39歳までにアンケートを取る、中学生とその保護者、高校生、39歳までということで、こども家庭庁のほうでも、やっぱり子ども・若者というワードが出てきます。若者の相談窓口というところも、今後、こども家庭課で受けるという認識でよかったでしょうか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

若者の相談につきましては、こども基本法において、こどもというのが心身の発達の過程にある者となっております、年齢が特に定められていないというところもありますので、今後、こども計画を作成していく中で、ほかの課も含めてどのような相談体制にしていくのかというのは、検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

成人以降ですね、若者という括りの年齢の方が相談できるところがやっぱり安定していないと

いうところで、不安を抱えてみえる方も聞きます。なので、せっかくこども計画というところで若者からもアンケートを取って、39歳までの方からもアンケートを取るというところですし、この計画に若者というところも入れられるというところなので、安定的な支援ができる相談窓口として受け入れられる体制を取っていただきたいのと、やっぱり努力義務で策定することだと思うんですけど、より具体的な内容を策定していただきたいですし、先ほどの地域福祉計画じゃないですけど、作っただけで終わらないで、しっかり支援ができるような体制にしたいです。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほか、このページよろしいですか。

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

齊藤です。

ファミリー・サポート・センター費で教えてください。

子ども・子育て支援事業計画の中にもありますが、ファミリー・サポート・センターについて、提供会員の慢性的な不足が課題となっているという記載もありますが、やはり提供会員の不足というところは懸念しておられるところなんではないでしょうか。教えてください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

吉野健康福祉部次長兼児童保育課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

児童保育課長、吉野でございます。

委員おっしゃられるとおり、依頼会員に対して提供会員はかなり少ないというふうには考えております。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

少ない原因と課題解決方法をどういうふうにお考えか、お聞かせください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

原因といたしましては、やはり有償ボランティアではあるんですけども、なかなかそういった時間を取るのに対価としてどうなのかという部分もあろうかとは思いますが、あとは、お子さんを見るというところの中で、命を扱うというところで、やはり消極的になるという部分が大きいのかなというふうには思います。

また、提供会員の方を増やすという意味では、両会員に向けた養成講座とかファミサポ通信といったものを発信していくことで、少しでも増やしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

ファミサポのシステムというか、お迎えとか頼りにされている方もたくさんみえると思います。保育園の側の方から伺っても、ファミサポの方に迎えに来てもらうという保護者の方もおられるようなので、提供会員がいないから運営が成り立ちませんということにならないようにしていただきたいと思います。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほか、このページよろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

では、66、67ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

つぎ、68、69ページ。

飛永委員。

飛永勝次委員

飛永です。

児童館整備費の星の宮児童センターの工事ですね、主要施策149ページにあります、工事

の内容が大規模修繕、外壁、屋根防水、LED化、空調機等とあります。これは、児童館にこう
いった大きな工事をやるわけなので、安全な時期って選定されていると思うんですが、いつぐら
いの工事施工を予定されて、どれぐらいの期間やられるんでしょうか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

吉野健康福祉部次長兼児童保育課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

児童保育課、吉野です。

工事の期間といたしましては、令和7年8月から令和8年2月ぐらいまでの期間を予定してお
ります。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

これ結構大きな足場を組んでやる工事になると思いますので、安全対策や何かをしっかりと
いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

齊藤です。

保育園整備費についてお聞かせください。概要145ページです。

事業内容で須ヶ口保育園ですとか星の宮保育園がありますが、まず須ヶ口保育園整備費で、
私、公共施設個別施設計画と照らし合わせて見ていたんですけど、来年度の予算なので、202
5年、6年というところで、長寿命化等改修基本設計業務とあるんですけど、長寿命化は第4期
に書かれていて、第2期にある大規模改造というところを飛ばしての長寿命化というのが私、理
解ができないので、そこを教えてください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

吉野健康福祉部次長兼児童保育課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

児童保育課、吉野でございます。

須ヶ口保育園の園舎につきましては、三つの年代に分かれております。一番古いもので、昭和43年に築造されています。つぎに、平成8年、一番新しいもので平成21年に増築をしております。

今回の基本設計でございますが、建築年が違う建物をどのように改修していくことが一番効果的であるかというところから、まず調査をしていくものだというふうに考えております。そのため、公共施設個別施設計画の改修時の時期ですと、一番古い園舎につきましては、築60年のところに近づいてきておりまして、大規模改修を行う必要があるというふうに考えています。

また、平成8年のところの園舎につきましては、少し前倒しとなりますけれども、次の40年をたったところの80年を目指すというところで、長寿命化改修、こちらの方に向けて行くと。

それからまた、一番新しい平成21年増築のほうにつきましては、築20年を迎えるというところで、大規模改修のほうに向けてということの基本設計というふうに考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

基本設計のその内容は今御説明を伺ったんですけど、須ヶ口保育園の長寿命化じゃなく大規模改造ということになりますか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

先ほども申し上げましたように、大規模改修であつたり、長寿命化であつたり、年代が違ってくるところで、どこにも当てはまるような部分もありますので、そういったことも含めて、どういった方法が一番いいのかということを今回基本設計で決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

それって、須ヶ口保育園に限ってという話じゃないですよ。何年何年という須ヶ口保育園の問題だけじゃなくて、全体的な今お話しされとるんですよ。須ヶ口保育園だけのことでおっしゃっているんです。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

今、須ヶ口保育園のみの話でございます。須ヶ口保育園の建物が何回かに分けて増築されておりますので、年代がそれぞれ違うというところで今説明したところでございます。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

個別施設計画に書いてある長寿命化というのが第４期じゃないですか。それを前倒しでやるということですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

先ほども申し上げましたが、一番古いものだと昭和４３年ということで、もう６０年近く達するところの中で、ここも含め、まだそこまでは至らない大規模改修のものであったり、あるいは、前倒しで４０年にもうすぐなるというところの中で、混在しているものですから、どういったものをやるのが一番いいのかというところで、ひょっとしたら、長寿命化と大規模が混在してくるということになると思うんですが、別々に基本設計をやるというのは不合理ですので、今回まとめて基本設計を行って、どういった方法で施工していくのがいいのかということ进行调查していきたいというふうに考えております。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

この長寿命化等というところの「等」に大規模改造が入るということですね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

吉野課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

はい、そのとおりです。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

分かりました。

施設計画に書いてあることとちょっと内容が違ったので、疑問だったので聞きました。どうもすみません。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

それでは、70、71ページ。

よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

72、73ページ。

飛永委員。

飛永勝次委員

飛永でございます。

予防接種費のところでお尋ねをします。

主要施策の概要は162ページ、163ページでございまして、このうちの163ページに表示がありますヒトパピローマウイルス感染症に対しての接種についてお尋ねをします。

ここにあるとおり、対象年齢において勧奨の控える期間があったので、厚労省の方針で控える期間の人たちを対象に、この3回のワクチン接種を公的費用の全額負担でやりますよという内容のものになっていまして、この必要回数が3回打たなきゃいけないと。これは期間を空けて3回だ

と思うんですけども、これが実は今月末でワクチンの補助が終わるということで進んでおったものが、3回のうちの1回でも年度内に接種をすれば、年度を超えても、あと2回分も行政のほうで負担しますよという方向に変わっていると思います。これを周知する必要があると思いますけれども、現在、この周知活動ってどのようにされているか教えていただけますか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康推進課長の古川です。

昨年末に国のほうから延長の通知がございまして、その後、医療機関に通知のほうを連絡させていただくとともに、2月号の広報のほうに掲載させていただくことと、あと、ホームページのほうにも掲載させていただいて、延期になったということを周知させていただいております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

1回当たりの費用が3万円とかなり高額な、3回受けると9万円というものになっておりまして、接種するかしないかの判断は当然当事者と保護者の方になるんですが、周知の方法が、やっぱり高額なものでもありますし、今月末で終わってしまうというものが、あんまり時間がないんですね。せっかくなので、市役所が使っているLINEとかも使って、一重二重広く周知する活動を取っていただいたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

今年度中に接種をしなくてはならないということですので、清須市の公式LINE等を使って積極的に周知のほうを図っていきたいと思います。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

あくまで判断は、当事者の方と親御さんですけれども、お知らせは、目に、耳に触れる回数を増やしてあげるといいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

伊藤副委員長。

福祉常任委員会副委員長（伊藤奈美君）

伊藤です。

私も予防接種のところで質問させてください。予防接種健康被害調査委員会費、概要のほうは160ページのところで、調査委員会の構成人数について教えてください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康推進課長の古川です。

委員につきましては、医師、学識経験者、保健所長、副市長等の10名以内の構成となっておりまして、来年度としましては、委員報酬6名分を計上しております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

伊藤副委員長。

福祉常任委員会副委員長（伊藤奈美君）

ありがとうございます。

すみません、あと二つ質問があるんですけども、今度は高齢者新型コロナウイルス予防接種費で、概要は170ページのところで、65歳以上の対象者1万6,169人に対して接種者が3,015人というふうになっているんですが、この見込みはどのように計算したものになりますか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康推進課長の古川です。

新型コロナワクチン接種につきましては、予算計上時の接種率から計上させていただいており

ます。令和6年度は、1月末現在でコロナの予防接種率は10%を切っている状況で、接種率というのが変動しやすいものになっているものですから、コロナの流行があったりとかすると接種率が上がったりだとかがありますので、同じ対象者となります高齢者インフルエンザの予防接種の接種率が50%程度ございますので、そこから勘案して現在の接種者数を計上しております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

伊藤副委員長。

福祉常任委員会副委員長（伊藤奈美君）

171ページの予防接種事故救済給付費のところで、給付件数見込み3件というのが出ていますが、この3件は、ありそうということですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

こちらにつきましては、昨年度も計上させていただいております定期の予防接種の対象者の方の分と、現在既に補正で対応させていただいております臨時予防接種、新型コロナの予防接種なんですけれども、そちらのほうで、現在給付のほうをさせていただいております2名分になっております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

斎藤です。

私も予防接種健康被害調査委員会費で追加で伺いたいんですけど、ホームページで調べたので、私も調べ切れてなかったら教えていただきたいんですけど、令和5年度に行われた調査委員会で対象だったものが、新型コロナワクチンによる予防接種健康被害についてだったんですけど、今回立ち上げる内容として、どの予防接種だったとかというのが対象だったり、どういう目的で開催されるのかということをお聞かせください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康推進課長の古川です。

予防接種健康被害調査委員会のほうは、予防接種を接種後に、稀なんですけれども、副反応のほうで健康被害があった方が請求のほうをされた場合に開催させていただく調査委員会になります。予防接種の種類とかは特に決めてはいないんですけれども、新型コロナワクチンの接種が始まって以降、そちらのほうを請求される方がここ二、三年、1名から2名あったというところで、今回の当初予算に計上させていただいております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

去年はなかったと思うんですけど、去年はどうされていたんでしょうかね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

昨年度は委員報酬になりますので、流用させていただいて開催をさせていただいております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

分かりました。以上でいいです。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほか、このページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続いて、74、75ページ。

富田委員。

富田雄二委員

富田です。

がん検診についてちょっとお聞きします。

先の議案質疑にもありましたけど、確認なんですけど、令和9年4月からですか、新しい保健センターが稼働するということで、集団検診に関しても、その1か所でやられるということでよかったですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康推進課長の古川です。

はい、そのとおりでございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

がん検診の中でも、女性がん検診については、市内で個別検診するところがございませんね。となると、ここで1か所でやられるということで、なかなか遠くのところからみえるとかいうことになると、やっぱり受診率の低下が懸念されると思うんですけど、そこら辺はどのように考えているんですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

現在、子宮がん・乳がん検診の女性がん検診につきましては、集団検診と個別検診共に伸びている状況がございます。保健センターが1か所になった際には、市民がん検診、胃がん・大腸がん・肺がん検診がございますけれども、そちらのがん検診と女性がん検診を同時接種できるように整備させていただいて、受診者の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

分かりました。

あと、受診率の向上に向けて、何年か前には個別検診の費用を集団健診並みに下げたい

たということで、全体的に個別検診の受診率というのは増えているんですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

本年度から集団検診と個別がん検診の自己負担金を同額にさせていただいております。昨年度と比べまして、個別検診の受診者は全て増加している状況がございます。

肺がん・大腸がん検診につきましては集団検診は横ばいですが、個別がん検診が、肺がん検診が２８２名程度、大腸がん検診が２５０名程度増加しております。

胃がん検診につきましては集団検診が４０名程度減少しましたが、個別がん検診のほうが一〇〇名近く増加しております。

女性がん検診を見ると集団検診も個別がん検診も増加しておりまして、集団検診は一〇〇名程度増加しておりまして、個別がん検診では子宮がん検診が一二〇名程度で、乳がん検診は一五〇名程度増加しております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

分かりました。

私、以前にも一般質問でちょっとやらさせていただいたんですけど、市としては、今の集団検診から個別検診のほうに移行していくというような方針だというふうにおっしゃられたんですけど、その時にもちょっと指摘させていただいたんですけど、胃がん検診なんかですと、その時も清洲・新川地区ですか、検査するところが個別検診だと確か１件ぐらいしかなかったんですけど、その後の状況というのは、いろいろお話ししていただいていると思うんですけど、どんな状況でしょうかね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

胃がん検診以外の実施医療機関は毎年増加している状況がありますが、胃がん検診につきましては、市内の医療機関で実施していただける所が現在４件となっております。毎年、医療機関に

いろいろとお願いするときには、先生方にもお願いしているところですが、今後も継続して依頼のほうをしていきたいと思います。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

機器がないとか、何かそういう理由でもあるんですかね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

古川課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

機器がある医療機関のほうにお願いしている状況がございますけれども、医療機関の患者様の検査が中心になってきますので、検診まで導入するというのが難しい医療機関が多いと思われます。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

引き続きそちらのほうをよろしく願いいたします。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほか、よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続きまして、９２ページ、９３ページ及び９４ページ、９５ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

続きまして、９８、９９ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

歳出、最後になります。１００ページ、１０１ページ。

(「なし」の声あり)

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第１号「令和７年度清須市一般会計予算案」福祉常任委員会所管分について採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

全員賛成でございます。

よって、議案第１号「令和７年度清須市一般会計予算案」福祉常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第３号「令和７年度清須市介護保険特別会計予算案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢福祉課長、石田です。

タブレットのmoreNOTEの設定を１画面表示にさせていただき、令和７年度一般会計特別会計予算書及び説明書の１５８、１５９ページを御覧ください。

議案第３号「令和７年度清須市介護保険特別会計予算案」について御説明いたします。

歳入になります。

１款介護保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料、本年度予算額１１億７，８０８万１，０００円、１節現年度分と２節滞納繰越分です。

２款使用料及び手数料、１項手数料、１目総務手数料、本年度予算額６万円、１節総務管理手数料です。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金、本年度予算額８億８，３３５万４，０００円、１節現年度分と２節過年度分です。

２項国庫補助金、１目調整交付金、本年度予算額１億４，００５万５，０００円、１節現年度分です。

２目地域支援事業交付金、本年度予算額６，８２６万７，０００円、１節現年度分と２節過年

度分です。

3目保健者機能強化推進交付金、本年度予算額328万8,000円、1節保険者機能強化推進交付金です。

4目介護保険保険者努力支援交付金、本年度予算額788万5,000円、1節介護保険保険者努力支援交付金です。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、本年度予算額13億7,010万8,000円、1節現年度分と160ページ、161ページを御覧ください。2節過年度分です。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、本年度予算額7億2,047万8,000円、1節現年度分と2節過年度分です。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金、本年度予算額3,762万4,000円、1節現年度分と2節過年度分です。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額、窓口計上の1,000円、1節利子及び配当金です。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額8億2,517万5,000円、1節職員給与費等繰入金から4節地域支援事業繰入金までです。

162ページ、163ページを御覧ください。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額7,161万7,000円、1節介護給付費準備基金繰入金です。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額、窓口計上の1,000円、1節繰越金です。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度予算額、窓口計上の1,000円、1節第1号被保険者延滞金です。

2項雑入、1目第三者納付金、本年度予算額、窓口計上の1,000円、1節第三者納付金です。

2目返納金、本年度予算額、窓口計上の1,000円、1節返納金です。

3目雑入、本年度予算額7万6,000円、1節雑入です。

続きまして、歳出をお願いいたします。

164ページ、165ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 9, 7 1 5 万 6, 0 0 0 円、1 節報酬から 1 8 節負担金、補助及び交付金までです。説明欄 8 行目、高齢者福祉計画・介護保険事業計画費は、計画を推進するためのアンケートに要する費用を計上しております。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、本年度予算額 4 3 1 万 1, 0 0 0 円、1 0 節需用費から 1 2 節委託料までです。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、本年度予算額 7 0 5 万円、1 節報酬から 1 1 節役務費までです。

2 目認定調査等費、本年度予算額 1, 4 9 9 万 3, 0 0 0 円、1 0 節需用費から 1 2 節委託料までです。

1 6 6 ページ、1 6 7 ページを御覧ください。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度予算額 2 1 万 3, 0 0 0 円、1 0 節需用費です。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等費、1 目介護サービス等費、本年度予算額 4 6 億 8, 1 7 9 万 9, 0 0 0 円、1 8 節負担金、補助及び交付金です。

2 項その他諸費、1 目審査支払手数料、本年度予算額 2 6 3 万 2, 0 0 0 円、1 1 節役務費です。

3 項高額介護サービス費、1 目高額介護サービス費、本年度予算額 1 億 6, 0 4 7 万 7, 0 0 0 円、1 8 節負担金、補助及び交付金です。

4 項特定入所者介護サービス費、1 目特定入所者介護サービス費、本年度予算額 8, 9 9 5 万 7, 0 0 0 円、1 8 節負担金、補助及び交付金です。

1 6 8、1 6 9 ページを御覧ください。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目サービス事業費、本年度予算額 9, 7 2 4 万円、1 1 節役務費から 1 8 節負担金、補助及び交付金までです。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、本年度予算額 1, 1 5 1 万 2, 0 0 0 円、8 節旅費から 1 8 節負担金、補助及び交付金までです。

2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、本年度予算額 3, 0 7 0 万 2, 0 0 0 円、1 節報酬から 1 3 節使用料及び賃借料までです。

3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費、本年度予算額 9, 7 6 8 万 1, 0 0 0 円、7 節報償費から 1 2 節委託料までです。

2 目任意事業費、本年度予算額 7 1 1 万 4, 0 0 0 円、7 節報償費から 1 7 0 ページ、1 7 1

ページを御覧ください。１９節扶助費までです。

４項その他諸費、１目審査支払手数料、本年度予算額２３万円、１１節役務費です。

４款基金積立金、１項基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金、窓口計上の１，０００円、２４節積立金です。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目第１号被保険者保険料還付金、本年度予算額２００万円、２目第１号被保険者還付加算金、本年度予算額１，０００円、３目償還金、本年度予算額３，０００円、いずれも２２節償還金、利子及び割引料です。

１７２ページ、１７３ページを御覧ください。

２項繰出金、１目一般会計繰出金は、窓口計上の１，０００円、２７節繰出金です。

６款予備費、１項予備費、１目予備費、本年度予算額１００万円、２８節予備費です。

説明は、以上でございます。

御審査よろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方の挙手をお願いいたします。

飛永委員。

飛永勝次委員

飛永でございます。

認知症の施策に関してちょっとお聞かせください。

国のほうで認知症施策推進基本計画というのが基本法にのっとって、多分、去年の１１月ぐらいに国のほうの計画が出来上がっていると思います。この法律の下に、自治体においてもこの計画を作るようにということになっていると思いますけど、今、計画の策定状況というのはどんな状況なのでしょうか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

令和７年度は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画のアンケートを実施する予定にしております。そのアンケート項目に、認知症に関する質問を加えることを検討していきたいと考えており

ます。

認知症施策推進計画につきましては、現在あります高齢者福祉計画・介護保険事業計画に包含することができるということになっておりますので、その辺りにつきましても、アンケートの結果も考慮しつつ、次の計画策定につなげていきたいというふうに考えております。

令和7年度につきましては、認知症の地域支援推進員を各地域包括支援センターのほうに配置する予定にしております。こちらの認知症の地域支援推進員とも、様々な意見を聞きながら、協力して計画策定に当たっていきたいと思っております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

この基本計画策定に当たっては、認知症の当事者と家族の方の意見を反映した計画を作るようにという文言が多分表記されていると思いますので、それに沿った活動を令和7年度に進めていただけるということはよく分かりましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほか、質疑のある方。

富田委員。

富田雄二委員

富田です。

一つだけ教えてください。

黄本の22ページに新規として「就労的活動や社会的活動を支援します。」とありますけど、具体的にはどんなことなんですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢福祉課長、石田です。

こちらの事業なんですけれども、こちらは、高齢者の方々の社会参加を促進させるために地域でボランティアなどを希望される方と、あと、就労的活動支援の場を提供できる民間の企業です

とか団体をマッチングして、その個人の方の特性に合った活動をコーディネートする就労的活動支援コーディネーターという方を配置する事業です。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

そうすると、コーディネーターの方の人件費か何かってということですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢福祉課長、石田です。

こちらは、予定しておりますのが、企業とかほかの団体のお仕事を提供していただいて、お仕事といってもボランティアが主になるんですけれども、それに参加したい方とのマッチングというか、希望者をつなぎ合わせる役を委託して、コーディネーターの方をお願いしたいと考えております。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

富田委員。

富田雄二委員

結構です。分かりました。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほかに質疑のある方。

浅井委員。

浅井泰三委員

浅井ですが、以前にちょっとお伺いしたと思うんですけども、今、介護ヘルパーさんの相手先へ出向いて、自宅とかサ高住とか、そういうところに入所されている方のヘルパーさんが行かれるわね。先頃の新聞には、ヘルパーさんの減給をうたってありました。本市の状況というのは、どういう状況にあるのかなと。ヘルパーさんの減給というのがなされたのかどうかということも含めてお答えいただきたいと思います。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢福祉課長、石田です。

訪問介護ヘルパーさんにつきましては、今回の報酬改定で報酬が下がったというのはもう既に行われておりまして、その影響はあると認識しております。

こちらの訪問介護事業なんですけれども、ほかのサービス事業所に比べまして収支率が高いということで、国のほうが、ほかのサービスに比べて報酬単価を下げるということが行われております。こちらについては、人材不足ですとか、介護報酬の改定で事業所のほうが減収になったというところで、訪問介護事業所のほうがいろいろな面で苦慮しているというお話は聞いております。

そのような状況で、苦しい状況ではあると思うんですけれども、清須市におきましては、令和6年度につきましても、1訪問介護事業所が開設しまして、今のところ充実しているというふうには認識しております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

本市の事業所というのは、ヘルパーさんを抱えてみえる事業所というのは、確か10か所ぐらいあると思うんですけれども、そのうちの1事業所だけが問題があったというか減給したことによって、例えばヘルパーさんの数が減ったとかそういうことの減少というのは、本市では差し支えないということですか。差し障りのないというところで運営しているということですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢福祉課長の石田です。

今、市内には19の事業所がございまして、訪問事業所につきましては、各事業所がそれぞれ異なった人数で運営はされておりますので、人材確保が難しいというところで、その人材がいる部分でしかサービスができないという現状はあると思いますので、その辺については、各事業所のほうから、やっぱり営業が苦しいというような話はいろいろ伺っております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

本市では、事業所の中で減給による給料が下がった、そのことにおいて、原因はないということではよろしいわけですか。ただ、限られた人数の中で何とかやり繰りしていると、こんなことでよろしいんですかね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

今回の減額につきましては、国全体での報酬改定でありますので、清須市だけが下がったということではございませんので、訪問介護事業所全体としては、報酬が下がってしまったという形になっておりますので、事業所としましては、報酬の中で経営のほうを進めていかなきゃいけないというところで、経営が難しいというお話になっています。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

じゃあ、事業所においては処遇改善が非常に厳しいことではあるけども、本市においては何とかやり繰りしながら、もちろんサービスを受ける人もそんなには支障はないということではよろしいですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

はい、そのとおりでございます。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

じゃあ、もう一つね、介護認定の期間を今度また国が、今、原則３０日以内とするのが、３０日オーバーしているところが結構あるもんですから、何とか頑張って３０日以内にしようということで通達があったと思うんですよね。本市ではどうですか。３０日以内に介護認定は、されていますか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢福祉課長、石田です。

３０日以内に原則出さなきゃいけないということにはなっております、本市のほうもそれを目指してやっているところなんです、実際のところでいきますと、３０日を超えてしまうようなケースもございます。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

利用者は、やっぱり介護認定を受けて初めてこのサービスを受けれると、そのように解釈されるわけですね。包括支援センターのほうでは、介護度がなくても、例えば通所なり、入所なり、介護度が認定される前にサービスを受けれるように配慮していただいているとは思いますが、それはいかがですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

認定のほうは申請した時点から一応サービスは使えることになっておりますので、認定結果が出る前にサービスが使いたいという方につきましては、暫定ケアプランというのを立てまして対応する形になっておりますので、ある程度、介護度を予想していただいて、サービスを導入するという形を取らせていただいております。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

では、介護度が取れなくても暫定期間といいますか、そういった配慮というのは、これまでどおり国が30日以内だとか言うものの、そうした配慮は、これまでどおりなされるということですね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

はい、そのとおりでございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

浅井です。

もう一つ、これはちょっと御無理なお願いというか提案なんです、全国の状況を見ていますと、ある自治体では、要介護度を改善した事業者に対して報奨金を支払っているという、こういう記事を読んだんですね。要は介護5度の人が4度になり、4度の人が3度になったと。要支援の方が、ボーダーラインである介護度1、2度の方がまあ全体での対象ですけども、その介護度を例えば要介護1度から要支援に移った。介護3度の人が2度に移った。こういった方が、本市ではそういう例はありますか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

介護度につきましては、重度だった方が軽度になるという事例はたくさんございます。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

それをもっと促すために、介護度が高ければ、それだけ我々の保険が余計かかってくるわけですよ。当然経費が、かかるわけですよ。そういう方をもっともっと増やすために、それと事業所の努力によって介護度が下がるということもあり得るわけですよ。言葉は悪いけども、やっぱり体操とか、何か遊戯とか、ゲームとか、いろんなことを積極的に取り入れることによって

介護度が下がるケースがあるわけですね。介護度が下がればそれだけ負担が少なくなるものですから、そういう事業所に報償金を差し上げてでも、もっともっと積極的に介護度を軽度化しようとして、こういう動きに対するそうした、まあ言わば余分な金ですわね。やっぱり介護度が下がった方が圧倒的に経費はかからなくて済むと思うんですよね。そういうことを考えた場合に、こうした報償金を事業者には払う、払うという言い方じゃなくて、表彰する。介護度が下がった方には、これはこれで何か記念品を差し上げるとか、最初のボランティアの話じゃないですけども、何か別に、海老で鯛を釣るわけやないですけども、そういったことを取り上げることを検討いただけんかなということなんですよね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

現在、清須市では、市のほうで行っております介護予防の総合事業の中で、通所事業所に通われている方で、その通所事業所を卒業されて、地元の通いの場であるいこまいか教室ですとかに参加された方、デイサービスを卒業した方につきまして、サービス卒業加算という加算を事業所のほうに付けさせていただいております。その加算で、より多くの方がデイサービスを卒業して、地元の体操教室のほうに行っていただけるような形をつくっておりますので、一応このようにインセンティブを付けて、事業所のほうには努力していただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

とすると、要支援の方が今、対象であると。介護度の方が下がったことによってというのは、ないわけですね。その部分を御検討いただくと今おっしゃられたわけですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

今申し上げましたサービス卒業加算というのは市の独自の事業ですので、要支援の方が対象になっておりまして、要介護の方にはそのようなサービスは今現在はございません。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

浅井です。

ぜひ検討いただけるということでよろしいですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

要介護の方につきましては、国の報酬のほうで決められているところもありますので、なかなか独自の加算というのは難しいかなとは思っております。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

やっぱりいろんな判例を見ていくと、そういうサービスをやっているところがね、それはデイサービスであろうが、やっぱりもっと単価の高い要介護度の人を下げるのが削減につながるものですから、また、その事業所に対するそうした恩点を与えるというかね、そこは肝であって、国の制度そのものも凌駕したね、別に条例が仕事か、そういうことじゃないみたいですよ。そういうことをやっているところが今、全国で数か所だと思うんですけども、ぜひ、そういうところを調べていただいて、どのような方式をで取り入れてやっているか、それなりに効果は出ているということですから、西の方の県ですけど、やっているところが実際ありますから、国の方針にのっとってやるしかないということではなくて、そういうことをぜひ御検討いただきたい。

ここではやりますとか、そんなことは当然言えないものですから、検討しますぐらいのお返事はいかがですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

ほかの自治体の情報も収集させていただいて、検討させていただきたいと思います。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

浅井委員。

浅井泰三委員

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほか、よろしいでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第３号「令和７年度清須市介護保険特別会計予算案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

全員賛成でございます。

よって、議案第３号「令和７年度清須市介護保険特別会計予算案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、お昼の休憩に入ります。

再開は、午後２時といたします。よろしくお願いいたします。

（ 時に午後０時１２分 休憩 ）

（ 時に午後２時 再開 ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

つぎに、議案第７号「清須市こども計画審議会条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

寺社下こども家庭課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

こども家庭課長の寺社下です。

議案第７号について御説明いたします。

タブレットのmoreNOTEを２画面にしてください。

令和７年３月清須市議会定例会市長提出議案等の３ページと令和７年３月清須市議会定例会市長提出議案等説明資料の１２ページを御覧ください。

まず議案の３ページです。

議案第７号

清須市こども計画審議会条例案

上記の議案を提出する。

令和７年２月２１日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、令和９年度を始期とする清須市こども計画を審議する清須市こども計画審議会を設置するため必要があるからです。

４ページを御覧ください。

新規制定の条例案の内容について説明をいたします。

清須市こども計画審議会条例案

清須市こども計画審議会条例

この条例は、こども基本法第１０条第２項の規定に基づき、清須市こども計画を定めるため、審議会を設置するものです。

第２条から第６条では、所掌事務、組織、委員の委嘱、委員の任期や会長について。

５ページを御覧ください。

第７条から９条までにおいては、会議、資料の提出等の要求、庶務について定めております。

この条例は、令和７年４月１日から施行するものでございます。

議案第７号の説明は、以上となります。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第７号「清須市こども計画審議会条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

全員賛成でございます。

よって、議案第 7 号「清須市こども計画審議会条例案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第 17 号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

吉野健康福祉部次長兼児童保育課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

児童保育課長、吉野です。

議案第 17 号について御説明いたします。

市長提出議案等の 65 ページと説明資料の 22 ページを御覧ください。

市長提出議案等の 65 ページです。

議案第 17 号

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、3 歳児以上の児童に係る職員の基準等を見直す必要があるからです。

66 ページを御覧ください。

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正の内容を御説明します。

説明資料の 22 ページ、上から三つ目と四つ目の丸を御覧ください。

外部施設で調理した食事を搬入する場合の献立等の指導について、栄養士又は管理栄養士、どちらかの指導が受けられる体制に見直すことと、職員の配置基準について、職員１人が保育できる児童の人数を３歳児は２０対１から１５対１に、４歳児及び５歳児は３０対１から２５対１に見直すものです。

附則です。

この条例は、令和７年４月１日から施行するものです。

なお、この条例の対象となる市内の施設は、清洲なのはな保育園、フィリオ清須、あおぞら保育園春日園及びユニキッズ清須さくら保育園の小規模保育施設４園です。

説明は、以上です。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第１７号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

全員賛成でございます。

よって、議案第１７号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第２３号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第７号）案」健康福祉部所管分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康推進課長の古川です。

議案第23号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第7号）案」のうち、健康福祉部所管分について、私のほうから一括で朗読説明させていただきます。

タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にいただき、令和6年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の6ページを御覧ください。

第3表、地方債補正です。

起債限度額の変更です。

上の表の1行目、社会福祉施設整備事業、補正前限度額6,900万円、補正後限度額5,100万円、1,800万円の減額は、清洲総合福祉センターエレベーター改修工事の額が確定したことによるものです。

2行目、清洲保健センター解体事業、補正前限度額7,900万円、補正後限度額5,100万円、2,800万円の減額は、清洲保健センターの解体工事の額が確定したものです。

続いて、歳入です。

10、11ページを御覧ください。

一番下の段です。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額1,400万円の増額、1節社会福祉費負担金です。これは、障害者自立支援給付費負担金の増額です。

12、13ページを御覧ください。

2段目、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額700万円の増額、1節社会福祉費負担金です。これは、障害者自立支援給付費負担金の増額です。

2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額561万7,000円の増額、2節児童福祉費補助金です。保育所等給食費軽減対策支援金の新規計上です。

14、15ページを御覧ください。

一番下の段です。22款市債、1項市債、2目民生債、補正額1,800万円の減額、1節社会福祉債です。

3目衛生債、補正額2,800万円の減額、1節保健衛生債です。

続きまして、歳出になります。

22、23ページを御覧ください。

3段目です。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1,608万円の増

額、1節報酬から27節繰出金までで、そのうち、健康福祉部所管は説明欄4行目の社会福祉費の減額で、これは個別避難計画作成委託業務の実施延期に伴う減額と8行目、介護保険特別会計繰出金の増額で、これは職員人件費の増額によるものです。

2目障害者福祉費、補正額2,833万6,000円の増額、1節報酬から19節扶助費までです。これは、訓練等給付費の利用者増加に伴う増額です。

5目社会福祉施設費、補正額1,562万8,000円の減額、1節報酬から24、25ページを御覧ください。14節工事請負費までです。清洲総合福祉センター費の減額です。これは、エレベーター改修工事の入札差金の減額です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1,525万円の増額、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。保育所等給食費軽減対策支援費の新規計上で、市内民間保育所等に対し、令和6年10月から令和7年3月までの間の給食費の支援を行うものです。

2目母子福祉費、補正額16万3,000円の増額、1節報酬から4節共済費までです。

3目保育所費、補正額8,406万5,000円の増額、1節報酬から17節備品購入費までです。保育園事務費と保育園整備費の減額で、園務支援システムと中之切保育園電気設備改修工事の入札差金です。

4目児童館費、補正額1,809万7,000円の増額、1節報酬から12節委託料までです。星の宮児童センター整備費の減額で、星の宮児童センター改修工事実施設計委託業務の入札差金です。

5目児童福祉施設費、補正額241万4,000円の増額、1節報酬から4節共済費までです。

6目子育て支援センター費、補正額425万3,000円の増額、1節報酬から4節共済費までです。

26、27ページを御覧ください。

2段目です。3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、補正額245万6,000円の増額、2節給料から4節共済費までです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額3,782万3,000円の減額、2節給料から18負担金、補助及び交付金までです。救急医療費の減額と保健センター解体費の減額です。2次救急の運営費負担金と清洲保健センターの額が確定したことによるものです。

2目予防費、補正額36万円の増額、1節報酬から4節共済費までです。

令和6年度清須市一般会計補正予算（第7号）案、健康福祉部所管分につきましては、以上で

す。

御審査のほどよろしく願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第２３号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第７号）案」福祉常任委員会所管分を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

全員賛成でございます。

よって、議案第２３号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第７号）案」福祉常任委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第２５号「令和６年度清須市介護保険特別会計補正予算（第３号）案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢福祉課長、石田です。

議案第２５号について御説明いたします。

令和６年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の６６ページ、６７ページをお願いいたします。

歳入になります。

３款国庫支出金、２項国庫補助金、３目地域支援事業交付金、補正額７，０００円の増額、１節現年度分です。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金、補正額８，０００円の増

額、1節現年度分です。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、補正額4,000円の増額、1節現年度分です。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額116万4,000円の増額、1節利子及び配当金です。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額482万8,000円の増額、1節職員給与費等繰入金と4節地域支援事業繰入金です。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額9,000円の増額、1節介護給付費準備基金繰入金です。

68ページ、69ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額482万4,000円の増額、1節報酬から4節共済費までです。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額3万2,000円の増額、3節職員手当等と4節共済費です。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額116万4,000円の増額、24節積立金です。これは、介護給付費準備基金の預金利子を基金に積み立てるものです。

説明は、以上でございます。

御審査よろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

（「なし」の声あり）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第25号「令和6年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

全員賛成でございます。

よって、議案第25号「令和6年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第30号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

吉野健康福祉部次長兼児童保育課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

児童保育課長、吉野です。

議案第30号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示にさせていただき、市長提出議案（追加提案）の3ページと説明資料（追加提案）の2ページを御覧ください。

市長提出議案（追加提案）の3ページです。

議案第30号

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和7年3月3日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の見直し等を行う必要があるからです。

4ページを御覧ください。

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正の内容を御説明します。

説明資料の２ページ、上から三つ目と四つ目の丸を御覧ください。

家庭的保育事業者等が、保育内容支援について、保育所、幼稚園又は認定こども園との連携の確保が著しく困難な場合、小規模保育事業Ａ型事業者等に代えることができることの見直しと、さらに、保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育事業Ａ型事業者等のどの施設とも連携の確保が著しく困難な場合は、連携施設を確保しないことができる経過措置を１０年から１５年に延長するものです。したがって、経過措置期限が令和７年３月３１日まででしたが、令和１２年３月３１日まで延長するものです。

附則です。

この条例は、令和７年４月１日から施行するものです。

なお、この条例の対象となる市内の施設は、清洲なのはな保育園、フィリオ清須、あおぞら保育園春日園及びユニキッズ清須さくら保育園の小規模保育施設４園です。

説明は、以上です。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようですので、これで質疑を終結し、議案第３０号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

全員賛成でございます。

よって、議案第３０号「清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第３１号「清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

吉野健康福祉部次長兼児童保育課長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

児童保育課長、吉野です。

議案第31号について御説明します。

市長提出議案（追加提案）の7ページと説明資料（追加提案）の3ページを御覧ください。

市長提出議案（追加提案）の7ページです。

議案第31号

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年3月3日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設の見直し等を行う必要があるからです。

8ページを御覧ください。

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
次のように改正する。

改正の内容を御説明します。

説明資料の3ページ、上から三つ目と四つ目の丸を御覧ください。

特定地域型保育事業者が保育内容支援について、保育所、幼稚園又は認定こども園との連携の確保が著しく困難な場合に、小規模保育事業A型事業者等に代えることができることの見直しと
の見直しと、さらに、保育所、幼稚園、認定こども園小規模保育事業A型事業者等のどの施設と

も連携の確保が著しく困難な場合は、連携施設を確保しないことができる経過措置を10年から15年に延長するものです。

したがって、経過措置期限が令和7年3月31日まででしたが、令和12年3月31日まで延長するものです。

附則です。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

なお、この条例の対象となる市内の施設は、清洲なのはな保育園、フィリオ清須、あおぞら保育園春日園及びユニキッズ清須さくら保育園の小規模保育施設4園です。

説明は、以上です。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第31号「清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

全員賛成でございます。

よって、議案第31号「清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第32号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第8号）案」健康福祉部所管分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課長、鈴木です。

議案第32号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第8号）案」のうち、健康福祉部所管分について朗読説明させていただきます。

タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にいただき、令和6年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の10ページ、11ページを御覧ください。

3段目です。3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費、補正額10万円の増額、19節扶助費、災害救助費です。これは、災害見舞金の単価の引上げに伴う増額です。

令和6年度清須市一般会計補正予算（第8号）案、健康福祉部所管分につきましては、以上でございます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第32号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第8号）案」福祉常任委員会所管分を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

全員賛成でございます。

よって、議案第32号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第8号）案」福祉常任委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉常任委員会に付託された事件についての審査は、終了いたしました。

なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

異議なしと認め、閉会中の継続審査の申出書を議長に提出いたします。

また、委員長報告書の作成や委員長報告の内容等につきましては、委員長に一任していただくことに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもちまして、福祉常任委員会を閉会いたします。

2日間にわたる御審査、お疲れさまでした。ありがとうございました。

（ 時に午後2時29分 閉会 ）

清須市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 6 日

福祉常任委員会委員長 大塚 祥 之